



(法令編)

No. 84

10月号

発行 三重県度会村  
編集 総務課

(つづつおくと便利です。)

○度会条例第十四号

度会村立学校教職員通勤手当支給条例を廃止する条例

昭和四十二年九月十一日  
三重県度会村長 浜岡 和一

付条例

度会村診療所運営に関する給付条例  
右公布する。昭和四十二年十月三日  
三重県度会村長 浜岡 和一

度会村診療所運営に関する給付条例

第一條 この条例は、度会村診療所(以下

「診療所」という。)の医療担当医師に対する給付について必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 給付の種類及び給付額等は、別表のとおりとする。

附 則

度会村診療所運営に関する給付条例  
この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

度会村条例第十五号

第三條 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年九月十五日から適用する。

度会村国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
右公布する。

別表

種別	日数	給付額
医師手当	一日	五、〇〇〇円

度会村条例第十七号

度会村証人等の実費弁償に関する給付条例  
右公布する。

第九条の二第一号イ中「二四〇円」を、「二七〇円」に、同号ロ中「七二〇円」を「八一〇円」に、同号第三号イ中「一六〇円」を「一八〇円」に、同号ロ中「四八〇円」を「五四〇円」に改める。

昭和四十二年十月三日  
三重県度会村長 浜岡 和一度会村証人等の実費弁償に関する条例  
(目的)

○度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……第十八号

○度会村母子健康センター運営に関する給付条例の一部を改正する条例……第十九号

○度会村国民健康保険条例の一部を改正する条例……第二十号

○度会村職員定数条例の一部を改正する条例……第二十一号

○度会村立学校用務員等条例を廃止する条例……第二十二号

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の国民健康保険税から適用する。

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百七条、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十九条の規定により、次に掲げる者の実費弁償の支給について定めることを目的とする。

一、法第七十四条の三第三項の規定により選挙管理委員会の要求に応じ出頭した選挙人その他の関係人

二、法第一百条第一項の規定により、議会が行なう調査のため出頭した者

三、法第九十九条第七項の規定により監査委員の要求に応じ出頭した関係人

別表

鉄道賃	船賃	車賃	賃
二等実費	二等実費	実費	(一日につき)
		八〇〇円	(宿泊料)
		一、五〇〇円	(一夜につき)

## ○度会村条例第十八号

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

る条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

別表第一中

地方自治法第二百条第一項の規定により出頭した選挙人およびその他の関係人	日額	三〇〇円
地方法第三項による公聴会に参加した者	ク	三〇〇円
係者が求めに応じた場合	ク	三〇〇円

を削り、

別表中

助産介助	一件
につき	三、五〇〇円

助産の介助を委託した助産婦に対する給付をいい、「この委託料は一律すること。」  
「勤務手当」給付の対象外であることを削り

四、法第九十九条第四項、第一百十条第四項  
又は第二百十七条第三項の規定により  
公聴会に参加した者

五、農業委員会等に関する法律第二十九  
条の規定により、農業委員会の要求に  
応じて出頭した者

（実費弁償）

第二条 前条に掲げる者に支給する実費弁  
償の額は、別表のとおりとする。

2 実費弁償の支給方法は、一般職の職員  
に支給する旅費の例による。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村防犯委員会委員	年額
	一〇、〇〇〇円

を

度会村防犯委員会委員	年額
	三、〇〇〇円

に改める。

## ○度会村条例第十九号

度会村報酬および費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例

度会村報酬および費用弁償等に関する  
条例（昭和三十六年度会村条例第十号）の一  
部を次のように改正する。

右公布する。

昭和四十二年十月三日

## 三重県度会村長 浜岡 和一

度会村母子健康センター運営  
給付条例の一部を改正する条例

度会村母子健康センター運営に関する  
給付条例の一部を改  
正する条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

## 三重県度会村長 浜岡 和一

度会村母子健康センター運営に関する  
給付条例の一部を改正する条例

度会村母子健康センター運営に関する  
給付条例（昭和四十年度会村条例第二十四号）  
の一部を次のように改正する。

右公布する。

昭和四十二年十月三日



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第二十五号

度会村交通安全対策協議会設置条例等の一部を改正する条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜岡 和一

度会村交通安全対策協議会設置条例等の一部を改正する条例  
第一條 度会村交通安全対策協議会設置条例等の一部を改正する条例

度会村交通安全管理条例（昭和四十一年度会村条例第三十三号）の一部を改正する。  
第七条中「村庁庶務課」を「総務課」に改める。

第二条 度会村特別職報酬等審議会条例（昭和三十九年度会村条例第十八号）の一部を次のように改める。

第六条中「村庁庶務課」を「総務課」に改める。

第三条 度会村青少年問題協議会設置条例

（昭和四十一年度会村条例第五号）の一部を次のように改める。

第五条中「村庁民政課」を「民生課」に改める。

第四条 度会村建設審議会条例（昭和三十二年度会村条例第三号）の一部を次のように改める。

第八条中「総務係」を「総務課」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

○度会村条例第二十六号

度会村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例

右公布する。

昭和四十二年十月三日

三重県度会村長 浜岡 和一

度会村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例（昭和三十二年度会村条例第十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町制施行が

正式決定へ

来年一月度会町が誕生

昭和四十三年一月一日から度会村を度会町

とすることが、九月県議会で承認、十月二十日付三重県公報で告示されました。

このあとは県知事から自治大臣にこの旨が進達され、自治省告示があつてその効力が生じます。

これで私たちの郷土「わたらい」が来年一月一日から新しく度会町としてスタートしますが、このことは郷土の栄誉であるとともに今後ますます飛躍発展することを誓う決意の表われといえます。

みなさまのご協力とご支援をお願いします。

三重県告示第六一七号（写）

地方自治法（昭和二十二年法律第六七号）

第八条第三項の規定に基づき、昭和四十三年一月一日から、度会郡度会村を度会町とす

る。

昭和四十二年十月二十日

三重県知事 田 中 覚

附 則